

## 関係法令等

### <学校給食法>

学校給食法は、昭和29年に制定され、学校給食の普及充実を図るために、学校給食の実施に関して必要な事項が定められた。

平成20年には、大幅に改正され、食育の推進を図ることを目的に追加するとともに、学校給食を活用した食に関する指導の実施に関して必要な事項が定められた。

#### ① 学校給食法の目的（学校給食法第1号）

（主な内容）

- ・学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資する。
- ・学校給食は、児童生徒が食に対する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たす。
- ・そのため、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、学校給食の普及充実と学校における食育の推進を図る。

#### ② 学校給食の目標（学校給食法第2条）

学校給食を実施するにあたっては、次に掲げる目標が達成されるように努めなければならないとされている。

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持推進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を探し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

#### ③ 学校給食の定義（学校給食法第3条）

学校給食の目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

#### ④ 義務教育諸学校の設置者の任務（学校給食法第4条）

義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならないとされている。

#### ⑤ 国及び地方公共団体の任路（学校給食法第5条）

国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努めなければならないとされている。

## ⑥ 学校給食の区分(学校給食法施行規則第1条第2項から第4項)

学校給食は、完全給食、補食給食、ミルク給食に区分されている。

- ①完全給食・・・給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦食品、米加工食品その他の食品を含む）、ミルク及びおかずである給食
- ②捕食給食・・・完全給食以外の給食で、給食内容がミルク及びおかず等である給食
- ③ミルク給食・・・給食内容がミルクのみである給食

## <食育基本法>

国民の食生活において、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などを含めた「食」に関する様々な問題への抜本的な対策として、国民運動として食育を強力に推進するために平成17年に制定された。

### ① 食育について（食育基本法前分）

食育基本法では前文において、子どもたちの食や食育について以下のとおり述べている。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子ども達に対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

### ② 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割（食育法第5条）

食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

### ③ 学校、保育所等における食育の推進食育について（食育基本法第20条）

国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に推進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の設備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康を及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。